

(2) 評価項目の標準

評価項目は概ね以下の項目を標準とする。

- ① 教育活動に関すること
 - ・教科指導に関すること
 - ・生活指導に関すること
 - ・進路指導に関すること
 - ・保健指導に関すること
 - ・工業教育に関すること
- ② 学校運営に関すること
 - ・人権教育に関すること
 - ・情報発信に関すること
 - ・健康・安全管理に関すること
 - ・服務規律に関すること

5 学校関係者評価

(1) 学校関係者評価委員選出の配慮事項

- ① 学校関係者評価委員は5人を基準とし、任期は原則として1年とする。なお、再任は妨げない。
- ② 学校関係者評価委員は男性と女性の人数が同等となるように配慮する。やむをえない場合でも1人は女性とする。
- ③ 学校関係者評価委員は、できるだけ本校の近くに在住の人とする。
- ④ 学校関係者評価委員
 - ア 保護者代表（男性）・・・ 北 條 義 和 様（PTA会長）
 - イ 保護者代表（女性）・・・ 小川田 恵里香 様（PTA役員）
 - ウ 卒業生代表・・・・・・・・ 橋 野 克 伸 様（同窓会長）
 - エ 中学校代表・・・・・・・・ 林 博 光 様（出水中学校長）
 - オ 地域代表（近隣の方）・・ 吉 元 勇 様（昭和58年電気科卒業）

(2) 学校関係者評価委員の委嘱

学校関係者評価委員は校長が委嘱する。

(3) 学校評価委員会

- ・第1回：1学期 6月11日(火) 学校運営方針・学校評価等の説明
- ・第2回：2学期 11月26日(火) 中間評価の評価、学校行事参観、授業参観、施設の見学等
- ・第3回：3学期 2月20日(木) 自己評価(最終)の評価、教職員との対話等

6 結果の公表と報告

- (1) 自己評価及び学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善策等については、PTA総会等での説明及び学校のホームページへの掲載などにより、保護者や地域住民等に公表する。
- (2) 自己評価・学校関係者評価の結果及び今後の改善策等を取りまとめた報告書を、3月の末日までに教育委員会に提出する。

7 その他

「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」 平成22年7月20日 文部科学省編を参考にする。